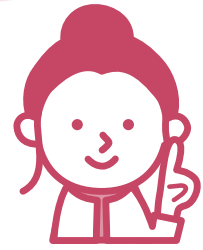




こども医療受給者証の 対象者拡大について



「町民目線の住み心地の良い町づくり」をするという観点より、**令和2年4月から、こども医療受給者証の対象者を拡大します。**詳細は次のとおりです。拡大の対象となる方（現在、中学3年生から高校2年生の方）には、3月に申請の案内を送付いたしますので、手続きをお願いいたします。

助成	こども医療費
対象者	【令和2年3月まで】 0歳～中学3年生終了までの児童 ↓ 【令和2年4月から】 <u>0歳～18歳に達して初めて迎える3月31日(高校生世代)までの児童</u>
受給者証	こども
所得制限	なし
対象医療	入院、外来
助成方法	■ 県内の医療機関を受診した場合 保険証と一緒に受給者証を提示してください。 ■ 県外の医療機関を受診した場合 自己負担額をいったん医療機関にて支払い、坂祝町役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。 ※ 高校生の児童について、学校管理下で怪我をした場合、福祉医療受給者証は使わず、日本スポーツ振興センターから支給される給付金を請求してください。



各種福祉医療費助成制度を ご存じですか



次の対象者に医療費の助成を行っています。

制度を利用するには申請のうえ、受給者証の交付を受けることが必要です。

また、受給者証をお持ちの方も、住所や氏名、健康保険証が変更になったときは、手続きが必要です。受給者証、印鑑、保険証をお持ちのうえ、手続きをしてください。

助成	こども医療費	ひとり親	重度心身障害者医療費
対象者	0歳～中学3年生 終了までの児童 ※令和2年4月以降 は、18歳に達して 初めて迎える3月 31日(高校生世代) までの児童	18歳到達後の年 度末までの児童を 養育している配偶 者のいない父母と その児童、父母の いない18歳未満 の児童	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神障害者保健福祉手帳(1、2級) 所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症) の交付を受け、かつ、身体障害者手 帳4級の交付を受けている人
受給者証	こども	母子家庭など 又は父子家庭	重度
所得制限	なし		あり
対象医療	入院、外来		
助成方法	■市内の医療機関を受診した場合 保険証と一緒に受給者証を提示してください。 ■市外の医療機関を受診した場合 自己負担額をいったん医療機関にて支払い、坂祝町役場住民課にて払い戻し の手続きをしてください。		

問合わせ先

住民課